

第 8 期高知県保健医療計画の策定について

第8期保健医療計画の策定について

医療計画とは

- ・ 医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県民が身近なところで質の高い医療を安心して受けられるよう、県の保健医療システムのめざすべき目標と基本的方向を明らかにするもの
- ・ 「各種基準病床数」、「5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、周産期医療、小児医療、へき地医療、災害医療）＋在宅医療の医療体制等の整備」、「医療従事者の確保・養成」、「地域医療構想」等について、現状・課題・施策の三つの視点で記載
- ・ 計画期間は6年間（現在の第7期保健医療計画は平成30年度～令和5年度まで）

第8期計画のポイント等

① 新たに「新興感染症」が追加され「5疾病6事業＋在宅」となる

今般の新型コロナ対応の知見や課題を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時に、病床の確保等、必要な対策が機動的に講じられるよう、令和3年医療法改正により、令和6年度からの第8次医療計画の記載事項に新たに「新興感染症」等の対応が追加される。

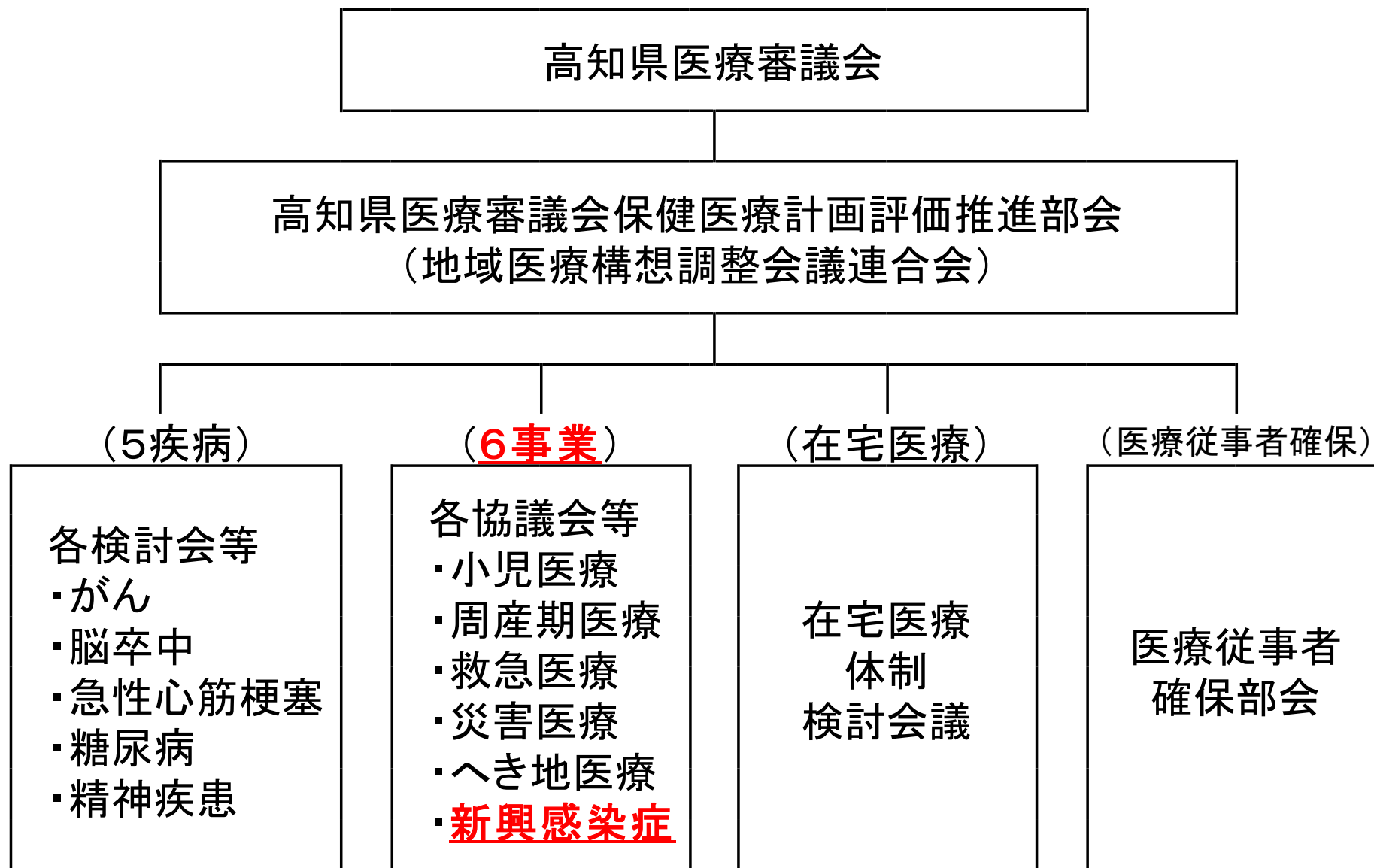
② 医療計画以外に様々な計画が策定されることとなっており、整合性など留意が必要

令和5年度に策定される計画：外来医療計画、医師確保計画、介護保険事業計画 など

※なお、詳細については、令和5年3月末に厚生労働省のより作成指針等が示される予定

国が設置している「第8次医療計画等に関する検討会」からの令和4年12月28日付で第8次計画への意見のとりまとめが出されており、それを受け厚生労働省において作成指針等が準備中となっている。

第8期保健計画策定に係る本県の検討体制について



第8期保健医療計画の策定スケジュール(予定)

会議名	3月	R5年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会		計画策定スケジュール・項目案の概要について								計画原案の承認	パブリックコメント	計画の答申	
前回策定時開催日		4月27日								1月19日		3月12日	
保健医療計画評価推進部会							計画の構成、スケジュールについて	5疾病6事業・在宅医療・医療従事者確保について	5疾病6事業・在宅医療・保健医療圏・基準病床数について				2月議会へ報告 計画の告示
前回策定時開催日							9月22日	11月14日	12月27日				国への報告
各検討部会等		5疾病6事業検討会議等における素案検討関係会議等での意見聴取等											
国	基本方針、作成指針の通知予定												